

令和2年11月 井手町

11月臨時会会議録

井手町議会

令和2年11月井手町議会臨時会会議録目次

第 1 号（11月27日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
議案第44号 令和元年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保 険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、 公共下水道」歳入歳出決算認定の件	5
議案第45号 令和元年度井手町水道事業会計決算認定の件	5
議案第46号 令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件	5
議案第47号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制 定の件	11
議案第48号 令和2年度井手町一般会計補正予算（第4回）	16
閉会	27
署名議員	29

第 1 号（令和 2 年 1 1 月 2 7 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

令和2年11月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

令和2年11月27日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和2年11月27日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和2年11月27日午前11時06分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	谷田	利一	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	木田ゆかり	議会書記	仁木 崇
議会書記	梶田 篤志	議会書記	辻井 祐介

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	島田 智雄
-----	-------	-------	-------

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
企 画 財 政 課 長 花木 秀章
高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
会計管理者・会計課長兼務 光田 恵理
保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 小山 烈

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和2年11月井手町議会臨時会

議 事 日 程〔第1号〕

令和2年11月27日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第44号 令和元年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第5 議案第45号 令和元年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第6 議案第46号 令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第7 議案第47号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第48号 令和2年度井手町一般会計補正予算（第4回）

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日、汐見町長より11月臨時町議会が招集されました。議員各位におか
れましては、提案されております議案につきまして、慎重にご審議を頂きま
すようよろしくお願い申し上げます。

ただいまから令和2年11月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会
議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、谷田利一
議員、10番、木村武壽議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思えます。ご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決
定しました。

本日の臨時会に招集告知されております案件は、条例制定1件、令和2年
度補正予算1件、合計2件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今臨時会に提出され
ました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これを
許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、
公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して
いるところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、今回、臨時町議会を招集させていただきましたのは、去る10月7
日、人事院において国家公務員の特別給の改定の勧告が行われたことに伴い、
本町におきましても昨今の社会情勢を踏まえ、所要の措置を講ずる必要が生

じたためであります。

それでは、今回の臨時町議会に提出いたしました議案第47号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件ほか1件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第47号は、人事院勧告等に基づく給与条例等の一部改正であります。

議案第48号は、令和2年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1,064万5,000円の減で、補正後の一般会計予算は52億6,926万3,000円であります。

歳出につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回の給与条例等の一部改正などにより、人件費を1,184万5,000円減額するほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、新たに施設の入所及び通所サービスを受ける高齢者等でPCR検査を希望する人に費用を助成する高齢者等PCR検査事業に120万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国庫支出金120万円、財政調整基金1,184万5,000円の減となっております。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明いたします。よろしくお願いたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から10月分の例月出納検査結果報告を受理し、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、議案第44号、令和元年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第6、議案第46号、令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 丸山久志決算特別委員会委員長。

7 番（丸山久志） 7 番、丸山です。

それでは、ただいま議題となっております議案第 4 4 号、令和元年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第 4 5 号、令和元年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第 4 6 号、令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の 3 件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る 9 月 2 3 日の 9 月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く 8 名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第 4 4 号から議案第 4 6 号までの 3 件の決算認定の件が付託され、閉会中の継続審査となっていたものであります。本 3 件は、いずれも井手町における令和元年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る 9 月 2 8 日、3 0 日の 2 日間にわたり招集いたしましたして、委員 8 名全員出席のもと、汐見町長以下、町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後に歳入の部の質疑を行い、次に特別会計の質疑につきましては、各会計別に歳入歳出全般にわたり質疑を行い、最後に総括質疑を行ってまいりました。

次に、審査内容の報告等に入るわけではありますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第 4 4 号、令和元年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては賛成多数、議案第 4 5 号、令和元年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第 4 6 号、令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の 2 議案につきましては賛成全員をもちまして認定すべ

きものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

議長（西島寛道） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ただいま議題になっています議案第44号から第46号の3議案のうち、井手町一般会計決算、井手町国民健康保険特別会計決算、井手町後期高齢者医療特別会計決算、井手町介護保険特別会計決算に反対の立場から議案第44号に反対、第45号、井手町水道事業会計決算に賛成、第46号、井手町多賀財産区特別会計決算に賛成の立場で討論をいたします。

2019年は10月に安倍自公政権によって消費税増税が強行された年でした。その後、一気に景気が冷え込んで、こういうときにこそ住民に身近な町政が住民の暮らしをいかに守っていくのかということが問われた年ではなかったでしょうか。

また、年度末にはコロナ禍が襲ってまいりました。それこそ住民の命を守るため、住民生活防衛のため、思い切った援助の手を差し伸べるときであったと思います。

ところが井手町一般会計を見ますと、基金のため込みが続きまして、ついに総額で71億5,800万円、住民1人当たり直しますと約95万円を超えるというような多額の基金残高となりました。コロナ対策を含め、この基金は有効に活用するべきです。

保育園の問題です。2019年も相変わらずゼロ歳児保育は年度開始4か月という、8月という早々に定員に達し、待機児とはカウントされていなくても、実質的にはその後は入れないという状況になりました。これは前年だけの話ではありません。これから井手町は出産を応援していくと言っていますが、生まれたら保育所には入れないというゼロ歳児保育が逼迫している状況でいいのでしょうか。改善は急務です。

学童保育の問題です。最多で1日48人の子どもが通ってくるという、非常に求められている制度であります。突然のコロナ禍の休校措置の受皿として、関係者には大変ご苦労があったことだと推察します。従来でも教室は密であり、他の部屋も使うとおっしゃいますが、休校中には余裕があったかもしれませんが、コロナ禍というのはこれからしばらく続くことになるわけです。体制を保障する指導員さんの確保と待遇改善というものが必要です。

新庁舎の問題です。玉水駅から建設場所までは37メートルも高度差があるということが質疑の中で明らかになりました。今でも歩いてこられない人もあるのに、さらに利便性は低下します。ベビーカーやシルバーカー、障がいのある方に対しては、確かに階段のある場所や急な坂は移動が不可能になるかもしれないなどという答弁がありました。あまりにも、これでは思いやりのないではありませんか。障がい者に対する合理的配慮義務違反にも当たります。役場庁舎移転と移動手段の確保はセットで取り組むべき課題であると指摘します。

自衛隊への名簿提供についてです。2019年度も18歳の方で66人、22歳の方で80人、合計146人の貴重な個人情報を、紙媒体にするという特別な便宜を図ってまで提供しています。本人が知らない間に若者の個人情報こんなふうに提供されるということが分かれば、マイナンバーだって何をされるか分からないというような信頼性が問われる問題になります。デジタル化と政府は言いますが、行政に対する信頼性がなければ、こういう問題は進まないのではないのでしょうか。

次に、まちづくりセンター椿坂の問題ですが、青年会議所に常時無償で事務所を提供している問題は、これは不公正と言わざるを得ません。青年会議所は町内だけでなく広域で組織されており、誰でも入れるわけではない団体であります。これは不公正だと思います。

続いて、火葬料の補助の問題です。何度も取り上げておりますが、あまりに不公平ではないのでしょうか。火葬は時期を選ぶことはできません。場所もそのタイミングによって決まってくるので、宇治の斎場以外のところを選ばざるを得ないという人も当然あるわけです。広域で取り組んでいる事業だとおっしゃいますが、近隣の自治体全て調べましたけれども、どこも、宇治斎場以外を使用される場合でも同額の補助をされております。要綱を改める

べきです。

国保会計では、18歳未満の子どもの加入者が167人、率にして9.6%になると、1割近い方がおられるということが分かりました。全く収入のない子どもにまで均等割を課すというのは苛酷な制度であり、子育て支援にも逆行します。全国では減免措置を取っている動きも広がっていますので、ぜひ英断を行い、18歳未満の国保税均等割部分は減免を行うべきです。

後期高齢者医療の問題です。2019年度は低所得者の特例軽減の見直しで、年金が80万円という非常に少ない所得の方でも、井手町では300人以上の方が、保険料が4,789円から9,578円に2倍になるという事態になりました。また、元被扶養者への軽減見直しでも、一気に保険料が2倍になる人が出ました。さらに今年は特例軽減の廃止が予定され、料率のアップも行われました。今後もますます後期高齢者の医療費負担というものは増していく。今や窓口での2割負担まで国の方は検討している状況です。後期高齢者医療制度は廃止するしかありません。

介護保険についてです。介護保険制度では、任意事業として要望が増えている移動支援と配食サービスの充実を求めます。また、介護保険を支えていく包括支援センターの保健師さんや社会福祉士さんが非常に足りないという状況です。この専門職の方を増やして、体制の強化を図っていくべきときではないでしょうか。

以上のような理由から、議案第44号に反対、第45号、第46号に賛成いたします。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 3番、谷田利一です。

ただいま議題となっております令和元年度井手町一般会計決算並びに特別会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論いたします。

令和元年度の決算を見ますと、全会計が黒字で、財政の健全化を示す実質公債費比率はマイナス0.1%で、経常収支比率は83.4%とよい数値であり、高く評価するものであります。

一般会計の歳入では、企業誘致などの成果や、京都地方税機構と連携した

町税の徴収努力により、町税収入 9 億 3, 4 8 6 万円は前年度より増加しており、また、国や京都府からの力強い支援を受けるなど、あらゆる面で歳入確保に努力されているところがうかがえ、高く評価をいたします。

また、歳出につきましては、総務費では、地域活性化のためのイノベーションチャレンジ事業や、計画的に基金への積立てが実施されています。

民生関係では、バリアフリー整備など、子育て世代への支援も図られています。

農林関係では、農産物被害軽減のための有害鳥獣駆除対策事業、商工関係では、井手町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業への補助などが実施されています。

土木費では、玉水駅周辺整備や西交通広場整備、町営住宅の環境整備など、充実した暮らしの周辺整備が実施されています。

消防費では、災害に強いまちづくりのための防火水槽設置、防災広場整備などが実施されています。

教育関係では、小・中学校特別教室の空調設備整備事業、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業など、教育環境の充実にも積極的に取り組まれています。

以上のように、多岐にわたる住民要望に応えられ、最小の経費で最大の効果を実現するため、町長をはじめ職員が一丸となって努力されていることがうかがわれます。

その結果、一般会計では 3 億 7, 9 4 8 万円の黒字であり、繰越明許財源を差し引いた実質収支額は 3 億 5, 1 2 5 万円の黒字となっています。

また、特別会計に関しては、国保会計の財政状況は非常に厳しく、一般会計からの法定外繰入金によって黒字となっております。大変配慮されているところがうかがえます。ほかの特別会計についても健全に運営されており、高く評価するものであります。

以上のことから、令和元年度一般会計並びに特別会計の決算の認定に賛成いたします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第 4 4 号、令和元年度井手町一般会計、特別会計「国民健

康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 举手多数です。したがって、議案第44号は認定することに決定しました。

これから、議案第45号、令和元年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 举手全員です。したがって、議案第45号は認定することに決定しました。

これから、議案第46号、令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 举手全員です。したがって、議案第46号は認定することに決定しました。

次に、日程第7、議案第47号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

(举手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第47号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、本年10月の人事院勧告に準拠するため、関係条例について所要の改正をするものであります。

それでは2ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。2ページをご覧

ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1357、第17条、期末手当の規定でありまして、第2項中、当該手当の支給率を、一般職員100分の130を100分の125に、管理職員100分の110を100分の105に改めるものであります。

次は3ページをご覧ください。

3ページであります。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数920、第8条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、第2項中、読替規定の条文中、100分の130を100分の125に、100分の170を100分の165に改めるものであります。

続きまして、4ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)でありまして、井手町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1332、第7条、期末手当の規定でありまして、第2項及び第3項中、100分の170を100分の165に改めるものであります。

次に、5ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)でありまして、井手町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1282、第5条、期末手当の規定でありまして、第2項中、100分の170を100分の165に改めるものであります。

続きまして、6ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第5条関係)でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1357、第17条、期末手当の規定でありまして、第2項中、先ほど2ページで提案いたしました第1条関係の支給率、一般職員100分の125を100分の127.5に、管理職員100分の105を10

0分の107.5に改めるものであります。

それでは次ページ、7ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第6条関係)でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数920、第8条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、第2項中、先ほど3ページで提案いたしました第2条関係の読替えの条文中、100分の125を100分の127.5に、100分の165を100分の167.5に改めるものであります。

8ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第7条関係)でありまして、井手町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1332、第7条、期末手当の規定でありまして、第2項及び第3項中、先ほど提案いたしました第3条関係の支給率、100分の165を100分の167.5に改めるものであります。

9ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第8条関係)でありまして、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1282、第5条、期末手当の規定でありまして、第2項中、先ほど提案いたしました第4条関係の支給率、100分の165を100分の167.5に改めるものであります。

それでは、1ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は交付の日から施行する。ただし、第5条から第8条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 谷田です。

人事院勧告に基づいてというふうにおっしゃったんですけども、人勧とそのままなのか、全く同じ数字なのかどうか。0.05 か月、期末手当が減額になるわけですけど、その後半の、今、令和3年の4月から適用になると言われた後半の部分、それも全国一律というか、人勧どおりなのかどうか。

それと、職員組合との話合いの結果はどうなっているのか。

それと、会計年度任用職員さんについてですが、今年から会計年度任用職員さんにも期末手当を支給することができるという、できる規定になったわけですね。実際出るのかどうかということと、この規定が会計年度任用職員さんにも当てはまって、結局、年度当初に予定されていた額は出ないということになるのか、会計年度任用職員さんは今提案されている率の引下げは当たりませんかよということなのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問、人事院勧告の準拠している関係でございますけれども、こちらの方、期末手当を0.05 か月下げるのは同じでございます、適用についても来年度適用の部分は来年度適用ということで、国と全く同じということにしております。

それと、組合との話でございますけれども、去る11月19日に組合とは妥結をしておるといところでございます。

それと、会計年度任用職員の期末手当の件でございますが、先ほどできる規定ということをおっしゃっていただきまして、私ども、期末手当の対象ということで、会計年度、今年から支給をしているということでございます。

ただ、条例の中にも明記しておりますけれども、職員と同じ率で支払うことになっておりますので、今回、冬の期末手当については職員と同じく0.05減額となるというふうなことでございます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田です。議案第47号に反対の立場で討論を行います。

今回、人事院勧告に従って、人事院勧告どおりの率で期末、勤勉手当の引下げということなんですけれども、人事院勧告どおり、必ず公務職は全部引下げになるということにはならない。例えば公立の病院等でも、非常に今、医療従事者の方々が、体制が逼迫する中で、コロナ禍の中、頑張っておられるというようなことで、引下げを行われないというところも全国にはあるというふうにも聞いております。

井手町の場合、特別職や議員については生活給ではありませんし、コロナになったら困るということであれば、休むこともできるわけです。ところが職員さんの場合は、現場で働いておられる方なんていうのは、本町の場合、4月にはクラスターも発生しましたし、非常に苦労しながら業務を支えておられる。4月、5月には苦情も殺到しました。そんな中で職員の方は現場で頑張っておられる。そういう方がボーナス引下げですかと、非常に心苦しく思うわけです。

この議案は常に職員の部分と特別職、議員の部分が1本で出てきますので、それを分けて本来考えるべきやと思うんですけれども、特別職や議員の引下げは当然のことと思いますが、職員のボーナス引下げ、またそれが会計年度任用職員の方にも反映されるとなると、非常にお気の毒だと思いますので、反対をいたします。

議長(西島寛道) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、議案第47号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 48 号、令和 2 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第 48 号、令和 2 年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）につきましてご説明申し上げます。

令和 2 年度井手町の一般会計補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,064 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 6,926 万 3,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

それでは、7 ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金、今回 60 万円を追加し、計 10 億 650 万円、総務管理費補助金の 60 万円であります。3 目衛生費補助金、今回 60 万円を追加し、計 139 万 3,000 円、保健衛生費補助金の 60 万円であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、今回 1,184 万 5,000 円を減額し、計 1 億 5,645 万 1,000 円、財政調整基金繰入金の 1,184 万 5,000 円の減であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、今回 392 万 5,000 円を減額し、計 6,357 万 3,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 392 万 5,000 円の減であります。報酬の 288 万円の減、職員手当の 109 万 7,000 円の減、共済費の 5 万 2,000 円であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、今回 938 万 6,000 円を減額し、計 2 億 4,761 万 7,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 938 万 6,000 円の減であります。給料の 502 万 6,000

0円の減、職員手当の271万5,000円の減、共済費の131万7,000円の減、負担金補助及び交付金の32万8,000円の減であります。4目会計管理費、今回4,000円を追加し、計397万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の4,000円であります。職員手当の7,000円の減、共済費の1万1,000円あります。6目企画費、今回5,000円を追加し、計757万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の5,000円あります。職員手当の5,000円あります。9目まちづくり推進費、今回1万3,000円を減額し、計3,238万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1万3,000円の減であります。職員手当の1万3,000円の減であります。

2項徴税費、1目徴税総務費、今回7万8,000円を追加し、計5,464万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の7万8,000円あります。職員手当の1万1,000円、共済費の6万7,000円あります。

次のページをご覧ください。

3項住民基本台帳費、1目住民基本台帳費、今回1万4,000円を減額し、計2,090万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1万4,000円の減であります。職員手当の1万1,000円の減、共済費の3,000円の減であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回18万5,000円を追加し、計3億8,386万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の18万5,000円あります。共済費の18万5,000円あります。2目老人福祉費、今回1万2,000円を減額し、計8,036万円、財源内訳といたしまして、一般財源の1万2,000円の減であります。職員手当の9,000円の減、共済費の3,000円の減であります。3目国民年金事務費、今回5,000円を追加し、計985万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の5,000円あります。職員手当の2万4,000円の減、共済費の2万9,000円あります。5目いづみ人権交流センター運営費、今回19万5,000円を追加し、計5,335万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の19万5,000円あります。職員手当の5万8,000円の減、共済費の25万3,000円あります。

2項児童福祉費、2目保育園運営費、今回33万6,000円を追加し、計2億4,662万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の33万6,000円であります。給料の17万5,000円、職員手当の23万2,000円の減、共済費の36万7,000円、負担金補助及び交付金の2万6,000円であります。次のページをご覧ください。3目児童館運営費、今回19万4,000円を追加し、計1,874万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の19万4,000円あります。職員手当の5万8,000円の減、共済費の25万2,000円あります。4目子育て支援センター運営費、今回3万5,000円を追加し、計1,332万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万5,000円あります。職員手当の1万4,000円の減、共済費の4万9,000円あります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、今回39万9,000円を追加し、計1,859万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の39万9,000円あります。職員手当の22万3,000円、共済費の17万6,000円あります。2目予防費、今回120万円を追加し、計4,214万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の120万円あります。委託料の120万円あります。4目保健センター運営費、今回1万3,000円を減額し、計3,379万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1万3,000円の減であります。職員手当の4万8,000円の減、共済費の3万5,000円あります。5目環境対策費、今回3万6,000円を減額し、計933万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万6,000円の減であります。職員手当の3万円の減、共済費の6,000円の減であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、今回3万6,000円を減額し、計1億6,748万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万6,000円の減であります。職員手当の4万円の減、共済費の4,000円あります。

次のページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、今回9万5,000円を減額し、計1,735万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の9万5,000円の減であります。職員手当の5万8,000円の減、

共済費の3万7,000円の減であります。3目農業振興費、今回3万2,000円を追加し、計1,533万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万2,000円であります。職員手当の7,000円の減、共済費の3万9,000円あります。4目農地費、今回1万4,000円を減額し、計1,921万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1万4,000円の減であります。職員手当の1万4,000円の減であります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、今回4,000円を追加し、計6,287万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の4,000円あります。職員手当の1万5,000円の減、共済費の1,000円、負担金補助及び交付金の1万8,000円あります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、今回26万円を減額し、計2,499万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の26万円の減であります。職員手当の22万7,000円の減、共済費の3万3,000円の減であります。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、今回1万3,000円を追加し、計1,741万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1万3,000円あります。職員手当の1万5,000円の減、共済費の2万8,000円あります。2目道路新設改良費、今回3万7,000円を追加し、計1億7,108万円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万7,000円あります。職員手当の1万3,000円の減、共済費の5万円あります。

3項河川費、1目河川維持費、今回3万9,000円を追加し、計2,216万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万9,000円あります。職員手当の1万1,000円の減、共済費の5万円あります。2目河川改良費、今回6万8,000円を追加し、計1,168万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の6万8,000円あります。職員手当の1万2,000円の減、共済費の8万円あります。

次のページをご覧ください。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、今回9,000円を減額し、計4,562万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の9,000円の減であります。報酬の38万8,000円、職員手当の2万3,000円

の減、共済費の1万4,000円、委託料の38万8,000円の減であります。

5項住宅費、1目住宅管理費、今回5万1,000円を減額し、計1億7,049万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の5万1,000円の減であります。職員手当の5万7,000円の減、共済費の6,000円であります。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、今回10万7,000円を追加し、計4,573万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の10万7,000円あります。職員手当の12万3,000円、共済費の1万6,000円の減であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、今回15万8,000円を追加し、計6,630万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の15万8,000円あります。職員手当の14万6,000円、共済費の1万2,000円あります。

2項小学校費、1目学校管理費、今回1万1,000円を追加し、計7,165万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1万1,000円あります。職員手当の1,000円、共済費の1万円あります。次のページをご覧ください。2目教育振興費、今回10万4,000円を追加し、計2,584万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の10万4,000円あります。報酬の9万4,000円、共済費の1万円あります。

3項中学校費、1目学校管理費、今回7,000円を減額し、計3,446万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の7,000円の減であります。職員手当の7,000円の減であります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、今回8万8,000円を追加し、計5,380万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の8万8,000円あります。職員手当の14万円の減、共済費の22万8,000円あります。4目図書館運営費、今回4,000円を減額し、計3,144万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の4,000円の減であります。職員手当の5万2,000円の減、共済費の3,000円の減、旅費の5万1,000円あります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、今回7,000円を減額し、計9

92万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の7,000円の減であります。職員手当の7,000円の減であります。2目学校給食センター費、今回6万円を減額し、計4,671万円、財源内訳といたしまして、一般財源の6万円の減であります。職員手当の6万2,000円の減、共済費の2,000円であります。

なお、20ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご参照ください。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲）　私の方から、13ページの高齢者等PCR検査事業について質問させていただきます。

特別養護老人ホームであるとか通所介護事業を新規で利用される方につきまして、利用される方も、受入れする施設にとっても集団感染の不安を軽減するという上では、こういった新規利用者に検査というフィルターを入れることは有効で、かつ、また公費負担となるということで、検査を受けるハードルが低くなることはとてもよいことだと思いますが、通所介護、いわゆるデイサービスにおきましては、ほかの利用者さんも含めて、毎回日帰り利用というふうな形で自宅に帰ることを想定されております。そこでまた家族等の接触等もありますが、現在利用されている方等についての検査の対応についてお尋ねします。

また2点目、町内で検査を実施できるということですが、その医療機関について、どちらかお答えください。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　西垣参与。

参与（西垣義郎）　ただいまご質問がありました検査を実施する医療機関でございますけれども、井手町内の水野クリニックを予定いたしております。

ただ、この水野クリニックにおきましては、当該検査事業以外で無症状者に対するPCR検査は実施しておりませんので、医療機関で混乱を避けるた

めに、町の広報等におきましては、医療機関名は明記せずに、個別に申込みのあった方に対してご案内する予定でございます。

他の質問につきましては、担当課長の方から答弁させていただきます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 私の方からは、現在通所サービスを利用されている方についての対応でございますが、こちら、施設の方のサービスの利用が4週間以上空いた方も新規利用者と同様の扱いをしてまいろうと考えているところでございます。一定期間空きますと、施設職員やケアマネジャー等が、利用者の環境状況や身体状況の変化の把握が途切れるということから、4週間の期間が経過した者としているところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

5番(岡田久雄) PCR検査をしていただくのは大変いいことやと思うんですけども、よその施設、いうたら井手町以外の施設に通所をされる方、また入所をされる方も、これは対象になってくるのか。それと、もしこれが通れば、いつからの実施になるのか、その点をちょっとお聞きします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 岡田議員のご質問にお答えいたします。

他の市町村への通所、入所についてでございますが、こちらの方も対象としているところでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 小山保健センター所長。

保健センター所長(小山 烈) ただいまのいつから利用できるかにつきましては、こちらの検査につきまして、検査結果が出るまでは施設を利用しないでいただきたいということでさせていただいております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) いつからかということでございますが、12月1日から

実施したいというふうに予定をしておるところでございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） まず、これは国の補助金が出るわけですから、国の要綱というか、こういう人を対象にするという決まりがあると思うんです。それは、国の方は新規の人しか、新規に入所したり通所したりする人しか対象にしないとやっているんですか。

それと財源ですが、7ページ、半分は国の補助金、半分は臨時交付金ということになっているわけですね。本町に1次、2次と頂いた臨時交付金、合計で大体2億3,000万やったかと思うんですけども、これについては9月の議会のときに使い切りましたというお話やったんですね。僅か60万円ですけれども、これはその分が残っている分を活用するんですか。今後また新たに、これは別口で出るんですか。

それと、先ほど通所の方で、デイは日帰りなんだから、常に施設外の人と毎日また接するわけで、そういう人というのは新規も、従来から利用している人も関係ないじゃないかと。私も今、脇本議員がおっしゃったことを考えると、本当になぜ、それは新規の人に限る必要があるのかと。国の制度が、新規の人しか補助がつかないとなってるんやったら、補助がつく人だけとにかくという話も分からないでもないですけど、どうして、入所はともかく、それである程度隔絶されるというか、それは分かるんですけども、デイの方は全然、毎日毎日行ったり来たりしはるわけで、新規も、従来から利用しているのも関係ないじゃないですか。どういう考え方なんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西垣参与。

参与（西垣義郎） 国の制度と私どもの方の事業の対象範囲との関係についてお答えをさせていただきます。

国の事業補助の考え方につきましては、行政検査の実施に支障が生じることがないという点、これが非常に大きく示されておるところでございます。限られた医療資源の中でどれだけの対応をしていくのかと、住民の方の利便性なども勘案して、対応できるキャパシティを踏まえて、私どもの方、対象範囲を設定したところでございます。

また、デイサービス等の利用でございますけれども、基本的な対象範囲の設定の考え方は、これは対応できる検査体制を踏まえて、既に日常的な健康状態を施設側が把握し、施設の一定の管理下にある利用者と、全く新規に利用するという、施設の感染管理下でない利用者を区分しまして、特にリスクが高いというふうに思われます新規の利用者に限定しているということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

コロナ対策の臨時交付金におきましては、本町で必要な分につきましては、1次、2次で全て、2億3,000余り計上し、今、実施しております。

今回のものにつきましては、臨時交付金が創設された当初から国庫補助事業の裏負担分として、地方負担分として、できる事業が国庫補助事業としては示されておりました。

しかし、今回のいわゆる高齢者向けのPCR検査、こういった部分については対応できる国庫補助事業にはありませんでした。9月23日の2次の募集の折に本事業が追加をされました。これが、その名称が疾病予防対策事業費補助金ということで、申請可能な事業として追加をされましたので、これについて、今回補正計上したということでありまして。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありますか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

5番(岡田久雄) もう何点か聞きたいんですけども、これの周知はどのようにされるのかということと、もう一度確認したいんですけども、これを受けたい人は水野医院に直接電話をすればいいのか。それと、このPCR検査は大体1人幾らぐらいかかるものなのか、その点をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 小山保健センター所長。

保健センター所長(小山 烈) ただいまの岡田議員のご質問にお答えします。

申込み方法につきましては、高齢福祉課の方に申請書と、あと入所、通所日が分かるものを提出していただくという形になります。その後、日程調整させていただきまして、保健センターが井手町にある指定の医療機関に検査日を調整して、申請者に予約日時を連絡するという形になっております。予約日時に医療機関に出向いて検査をしていただくということになっております。

以上になります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 私の方からはPCR検査の周知方法でございますが、11月議会の議決後、速やかに介護保険事業所等に周知を図り、今後、広報やホームページに掲載するとともに、新規の認定者につきましては認定申請時に窓口でチラシの配布を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 答弁のない部分だけ補足させていただきます。

検査の費用でございますけれども、申込みのありました方につきましては窓口での費用負担はございません。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありますか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) さっきの財源の話で、2次補正の分も含めて2億3,000万は使い切ったと。その2次募集のときに追加された事業があったので申し込んだということは、その2億3,000万とは、この60万は別枠なんですかということをもう一度確認したいと思います。

もう一つ質問は、費用負担の件、先ほども質問ありましたけれども、国の補助金の補助単価というか、PCRの単価は2万円で設定されていると思うんです。だから、それを超えるような額にはならないということで事前に調整がついているのか、もしその補助単価を超えたらどうなるのか、120万で補助単価を超えても全額国費でやれるのか、国費は補助単価の2万円まで

の分ですよと、それを超えてやるんやったら町が出しなさいよと、あるいは自己負担を求めなさいよということではないのかと、それと保健センターのお仕事ですけれども、また改めてお仕事が増えるわけですね。前、保健所がコロナの方の入院調整をするのに大変体制が取れないということで、町から保健師さんを府の方に派遣してくれとか、人材バンクに登録してくれとか、そういう感じでまだ応援に行っているような状況やったわけでしょう。今度は、これはまた新規で、それはいいことなんですけど、体制をちゃんと取ってもらわないとあかんと思うんですけれども、それで今の業務をこなしながら、また新しいこういう日程調整の業務が入ってくるということについては、ちゃんと体制の保証を考えていただいているんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 先ほどの質問にもう一度お答えいたします。

先ほども申しましたけども、当初から国が新型コロナウイルス感染症対策のために事業を別枠で残しておりまして、我々が1次、2次で受けたのは、全てそれについては申請をして、交付決定を受けて実施しておるんですけど、国が残しておりました別枠について、23日に新たにその事業が追加されたため、それについて連絡があったため、それについて今回計上するものです。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 費用負担等の件でございますけれども、窓口で自己負担が発生しないよう、事前に医療機関と調整済みでございます。

また、業務の執行体制でございますけれども、役場内におきましても、それぞれ高齢者福祉を担当する部門等と分担をしながら、効率的な執行体制を整えているところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田です。賛成の立場で討論します。

今回の補正予算はほとんどが職員手当の引下げ分でありまして、非常にこれは心苦しいと、行うべきではないと考えています。

しかし、高齢者PCR検査事業というのは当然やっていただきたい事業です。それは賛成なんですけれども、対象となる方が、検査体制に支障を及ぼさないために誰でも彼でも対象にしようということは言いませんよ、それでも実際、入所しておられる方でも、無症状で感染者がおられるという可能性もあるし、職員の方、高齢者施設の職員等も、定期的にどの程度PCR検査を行われているのかというようなことも考えますと、やはり新規の方だけに限るというのではなくて、希望があれば広く対象にさせていただくと。

特にデイサービスについては新規も、従来から利用している人もあまり関係ない気がするわけです。週に1回しか行ってはらへん人もあるわけですよ。4週間空いたら対象やけど、週に1回の人対象と違うというのも非常に理解し難いところがありまして、さらに拡充していただくことを、職員の体制もちゃんと整えていただくことをお願いして、賛成したいと思います。

議長(西島寛道) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、議案第48号、令和2年度井手町一般会計補正予算(第4回)を採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和2年11月井手町議会臨時会を

閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 06 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 谷 田 利 一

署名議員 木 村 武 壽